

資 料

(酒類卸売業免許の要件緩和の概要)

平成 24 年 3 月 2 日

国 税 庁

規制・制度改革に係る方針（抄）

<見直し案>

I. 各分野における規制・制度改革事項

3. 農林・地域活性化分野

【農林・地域活性化 ⑥】

	酒類の卸売業免許の要件緩和
規制・制度改革の概要	<p>① 酒税の保全上問題を生じさせないことを前提として、地域資源（農産物等）を原料とした酒類の販売を行う事業者について、酒類やその営業方法等、一定の条件を満たす場合には卸売業免許取得に係る年間販売基準数量の弾力的な運用を行うことを検討し、結論を得る。 <平成23年度検討・結論></p> <p>② 酒類卸売業への新規参入に関するニーズを踏まえた上で、需給調整要件を緩和（免許枠の拡大、新たな免許区分の設定等）し、人的要件、場所的要件、経営基礎要件の具備が確認され、酒税の保全上、問題がないと認められる場合には、免許の付与について弾力的運用を講じること検討し、結論を得る。</p> <p>また、申請手続きに関しても、免許枠に係る透明性の確保、提出書類の簡素化等を図ることを検討し、結論を得る。 <平成23年度検討・結論></p>
所管省庁	財務省

<p>1. 卸売基準数量の見直し P. 2</p> <p>・ 経営基礎要件における卸売基準数量の引下げ・廃止</p>
<p>2. 需給調整要件の緩和 P. 3</p> <p>(1) 新たな免許区分の設定</p> <p>イ 店頭販売酒類卸売業免許</p> <p>ロ 協同組合員間酒類卸売業免許</p> <p>ハ 自己商標酒類卸売業免許</p> <p>(2) 新規免許枠の計算方式の見直し</p> <p>イ 全酒類卸売業免許について</p> <p>(イ) 新規免許枠計算式の適正化</p> <p>① 卸売販売地域を税務署管轄区域から都道府県へ拡大</p> <p>② 卸売基準数量等の修正</p> <p>(ロ) 激変緩和措置の導入</p> <p>(ハ) 最低免許枠数の設定</p> <p>ロ ビール卸売業免許について</p> <p>⇒ 新規免許枠計算式の適正化・最低免許枠の設定</p>
<p>3. 透明性の確保及び申請の簡素化 P. 8</p> <p>イ 「卸売業免許申請の手引」を作成・都道府県別の新規免許枠数の国税庁HP掲載</p> <p>ロ 申請期間の設定と申請書類の負担軽減</p>

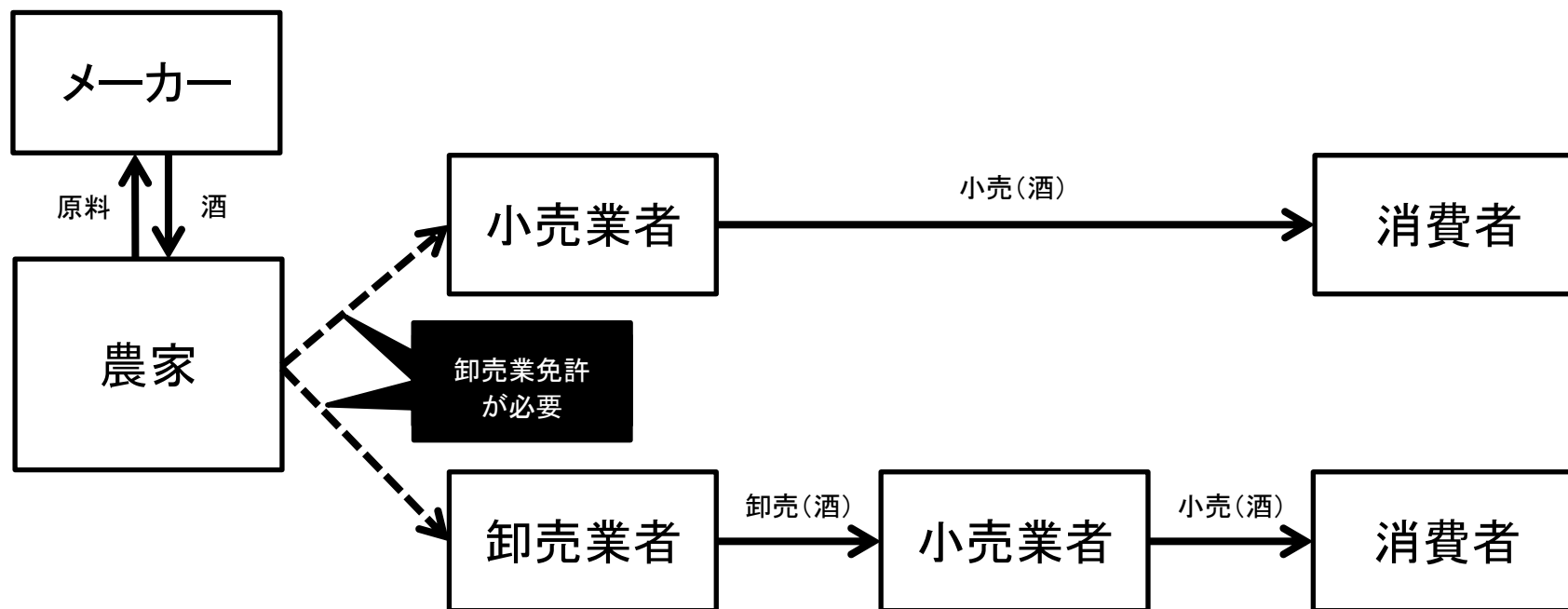
卸売基準数量の見直し

下記の事例において必要となる卸売業免許にかかる年間販売基準数量について、廃止・引下げ

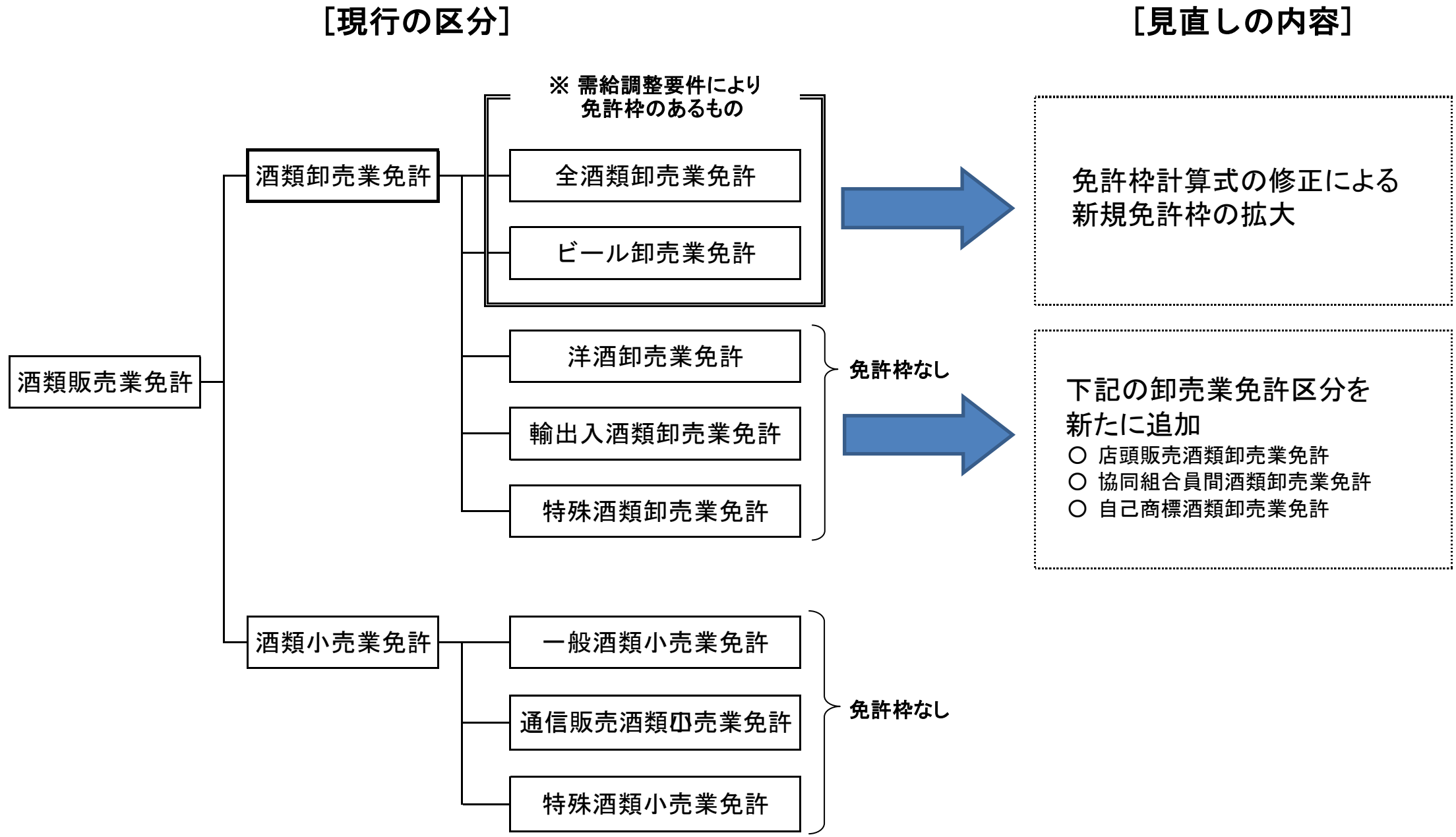
	洋酒卸売業免許(ワイン・リキュール等)	全酒類卸売業免許(清酒・しょうちゅう等)
年間販売基準数量	36kl、24kl ⇒ 廃止	720kl、270kl ⇒ 100kl

※ 別途設定する新たな区分(自己の商標等による酒類卸売)の免許を取得する場合は0klとなる。

(例)



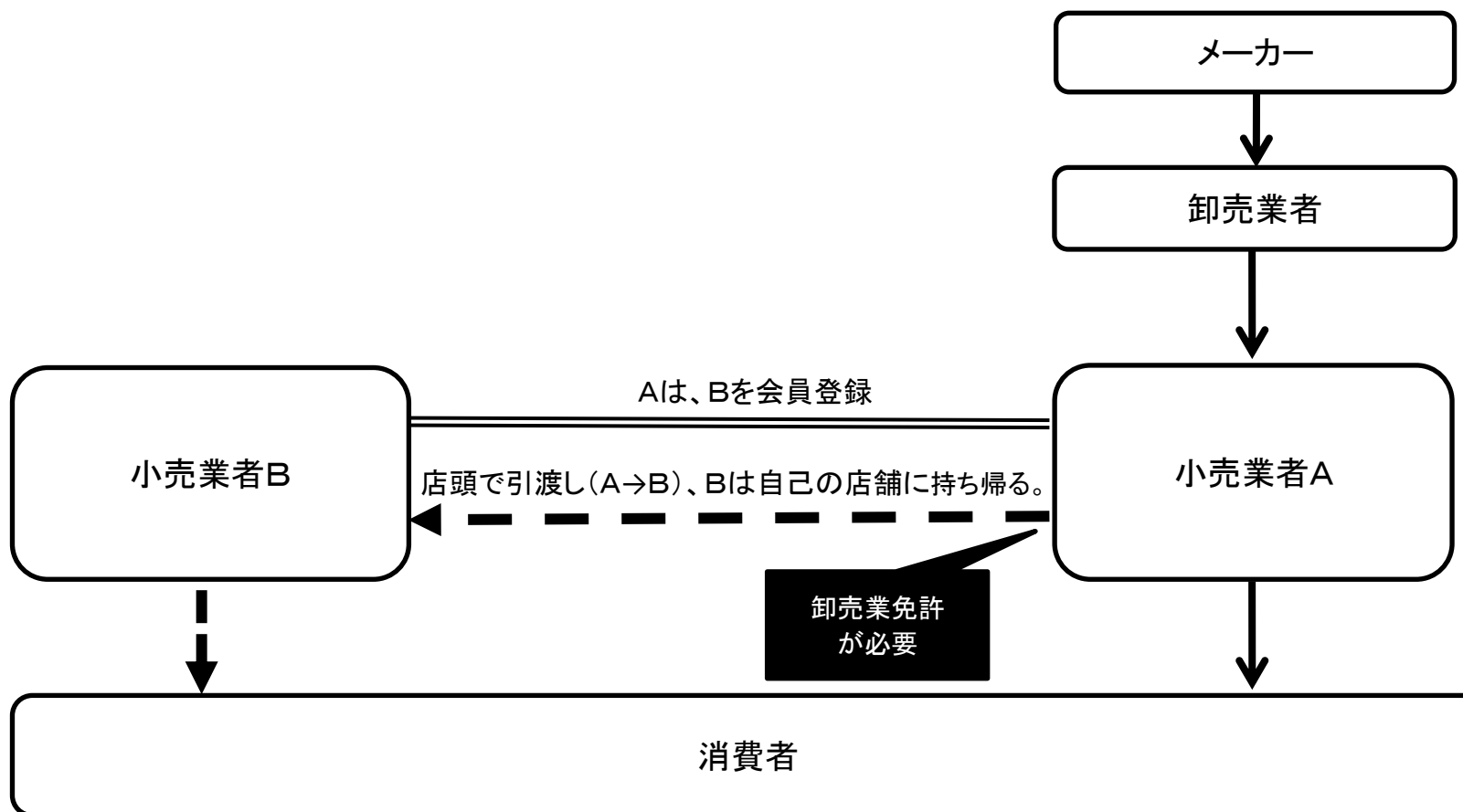
現行酒類販売業の免許区分と見直し内容



店頭販売酒類卸売業免許

【改正の概要】

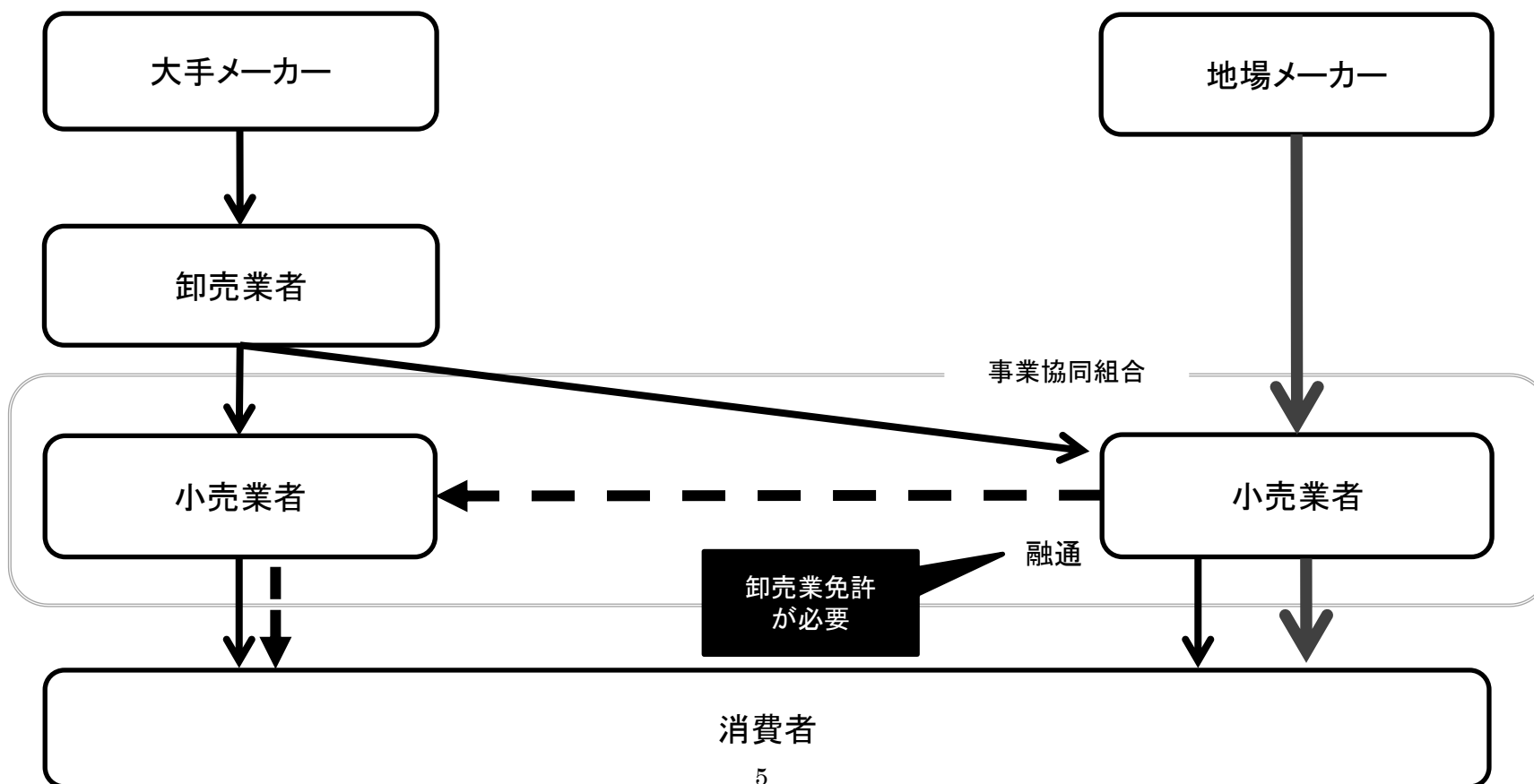
自己の会員である酒類販売業者に対し店頭において酒類を直接引き渡し、当該酒類を会員が持ち帰る方法による卸売に限る免許区分を新たに設定。



協同組合員間酒類卸売業免許

【改正の概要】

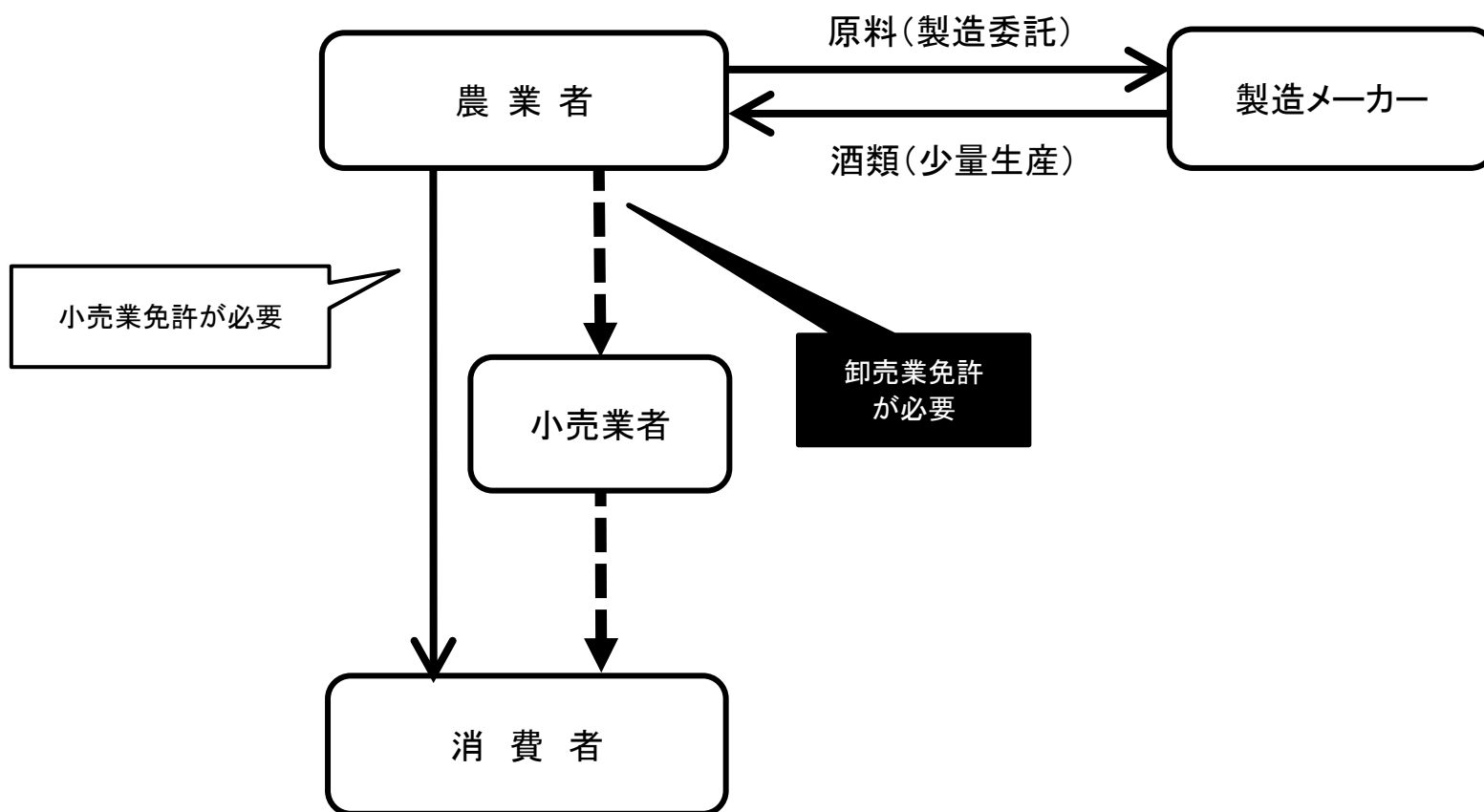
自己が加入する事業協同組合の組合員に対して酒類を卸売することに限る免許区分を新たに設定。



自己商標酒類卸売業免許

【改正の概要】

自らが開発した商標又は銘柄の酒類の卸売に限る免許区分を新たに設定。




全酒類卸売業免許における新規免許枠計算式の修正

- 卸売業の商圈と考えられる地理的な範囲を卸売販売地域として設定し、各卸売販売地域ごとに、市場規模（合計卸売数量）、既存の販売場数等を基礎として、新規に免許を付与しうる販売場数（新規免許枠）を算出。

- 直近の取引状況を反映させるよう、全酒類卸売業免許の新規免許枠の計算方式を修正。
 - ① 卸売販売地域の拡大（原則税務署管轄区域→都道府県）
 - ② 新規免許枠計算式の数値を現在の取引データを踏まえて修正
 - ※ 酒税の保全を図ることが困難なものとならないよう、激変緩和措置を併せて措置。

- 酒類卸売業免許の要件緩和を求める閣議決定の趣旨を踏まえ、新規免許枠が発生しない都道府県については、1 枠の新規免許枠を設定。

透明性の確保及び申請の簡素化

	透明性の確保		申請の簡素化	
	新規免許枠の公表	申請書類の記載方法	申請書類の受付	申請書類の提出
(現状) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規免許枠について、税務署の掲示場に掲載（電話問合せに回答） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「小売業免許申請の手引」を代用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 9月1日に受付順で審査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請時にすべての申請書類を一括して提出
(改正案)	<ul style="list-style-type: none"> ○ （上記現状に加え、）全国の各販売地域の新規免許枠を国税庁HPに掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「卸売業免許申請の手引」を作成し、国税庁HPに掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1ヶ月間の申請期間を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請時には一部の書類のみ提出、残りの書類は審査時に提出
効果	申請者に対する情報提供の充実		申請者の負担の軽減	